

ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

日本はもとより地震列島と言われ、南海トラフの北側に沿うように立地しており、巨大地震がどこで起きても不思議ではなく、被害想定においては死傷者数や建物被害がこれまでの想定や東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっている。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されている。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、先の国会において「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数のものが利用するホテル・旅館等の建築物で、床面積 5 千平方メートル以上の大規模な建築物の耐震診断の実施及びその結果を平成 27 年末までに所管行政庁に報告することが義務付けられた。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、温泉地の観光産業、特にその中核を担っているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要である。

地方自治体においては、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命・身体・財産を守るため、一般家庭等の耐震診断等に対する財政支援を行っているところである。

よって、国は温泉所在都市に対するホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置について拡充がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 7 月 5 日

松江市議会